

## 株式会社中央ビジネスサービス及びネクストステージ合同会社に対する 個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について

### 第 1 事案の概要等

#### 1 事案について

多数の委託元（民間事業者、地方公共団体及び独立行政法人）から委託を受けてコールセンター業務を行っていた株式会社NTTマーケティングアクトProCX（以下「ProCX社」という。）が、NTT ビジネスソリューションズ株式会社（以下「BS社」という。）にコールセンター業務で用いるシステムの保守運用を委託していたところ、BS社に所属していた派遣社員（以下「X」という。）が、個人データ合計約 928 万人分を不正に持ち出し、その一部を株式会社中央ビジネスサービス（以下「中央ビジネス」という。）<sup>1</sup>及びネクストステージ合同会社（以下「ネクストステージ」という。）<sup>2</sup>へ売却していた事案である。

#### 2 時系列

日時	経緯
令和 5 年 1 月 17 日	X が、中央ビジネスに対し、BS 社から持ち出した個人データ約 3 万人分をメールで送信
令和 5 年 1 月 18 日	中央ビジネスが、X に対し、上記個人データの購入代金を振込入金
令和 5 年 8 月 3 日	中央ビジネスが、当委員会からの報告等の求め（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 146 条第 1 項）に対し、「（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 6 月 30 日の期間、第三者から個人データの提供を受けた件数について、回答欄に記載すること。） 0」と回答
令和 6 年 6 月 19 日	当委員会が、中央ビジネスに対する立入検査（法第 146 条第 1 項）を実施
令和 6 年 6 月 20 日	当委員会が、ネクストステージに対する立入検査（法第 146 条第 1 項）を実施

### 第 2 立入検査で判明した事実関係の概要等

#### 1 中央ビジネス

- (1) 中央ビジネスは、平成 28 年から令和 5 年 1 月までの間、X から個人データを取得しており、X から取得した個人データの合計数は約 650 万人分である。
- (2) 中央ビジネスは、X から個人データを取得するに際し、初回取得時のみ、口頭で「盗品ではない」旨を確認したにとどまり、それ以上に X が個人データを取得した経緯等を確認したことはなかった。
- (3) 中央ビジネスは、令和 4 年 3 月 31 日までの間、X から取得した個人データを第三者に提供していた。しかし、同年 4 月 1 日以降、中央ビジネスが、X から取得した個人データを第三者に提供していた事実は確認できなかった。
- (4) 中央ビジネスは、X との 1 回の取引において、平均約 10 万件の個人データを取得していた。

<sup>1</sup> オプトアウト届出番号 2021-100103。法人番号 9011001052896。

<sup>2</sup> オプトアウト届出番号 2022-100174。法人番号 6010003022002。

- (5) 中央ビジネスは、令和5年1月20日、Xから取得した個人データ等を保存していたPCを岡山県警察に押収され、その後、同個人データ等を削除した上で、中央ビジネスにPCが還付された。

なお、中央ビジネスは、前記PCの他に、Xから取得した個人データ等のバックアップを保管していたが、中央ビジネスは、「バックアップのうち、Xから購入した個人データについては全て削除した。」旨を述べており、立入検査時（令和6年6月19日）に、Xから購入した個人データと思われるデータを発見するには至らなかった。

## 2 ネクストステージ

- (1) ネクストステージは、令和元年9月19日、同年10月7日、同年11月15日、令和2年3月10日、同年4月30日及び同年7月8日の合計6回にわたり、Xから個人データを取得していた。
- (2) ネクストステージは、Xから個人データを取得するに際し、Xから「提供する個人情報、不正に取得したものではない。」「個人情報保護法に従い適正に入手したものである。」旨の定型文言をメールで送信させるにとどまり、それ以上に、Xに対し、Xが当該個人データを取得した経緯等を具体的に確認することはしていなかった。
- (3) ネクストステージは、令和6年2月29日までの間、Xから取得した個人データを含む全データから、特定の条件で抽出した個人データを、第三者に提供していた。
- (4) ネクストステージは、令和6年2月29日、Xから取得した個人データを削除した。なお、当委員会は、立入検査時（令和6年6月20日）に、ネクストステージが同個人データを削除した痕跡を確認した。

## 第3 法律上の問題点について

### 1 中央ビジネス

#### (1) 不適正取得（法第20条第1項違反）<sup>3</sup>

ア 法第20条第1項において、個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないと規定されている。

「不正の手段」には、「偽り」のほかにも、不適法な又は適正性を欠く方法や手続も含まれるところ、第三者が個人データの提供について本人の同意を得ておらず、当該第三者による個人データの提供が法第27条第1項の規定に違反することを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、当該第三者から個人データの提

---

<sup>3</sup> 平成28年～平成29年5月29日までの取得行為は、平成15年5月30日に公布された個人情報の保護に関する法律（以下「平成15年公布法」という。）第17条違反。平成29年5月30日～令和4年3月31日までの取得行為は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）により改正された個人情報の保護に関する法律（以下「平成27年改正法」という。）第17条第1項違反。令和4年4月1日以降の取得行為は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により改正された個人情報の保護に関する法律（以下「令和3年改正法」という。）第20条第1項違反。

供を受けて個人情報を取得することは、法第 20 条第 1 項違反となる<sup>4</sup>。

イ 本件において、中央ビジネスは、Xから個人データを取得するに当たり、Xの職業や個人データの取得の経緯、第三者提供についての本人同意の有無等を一切確認しないまま、漫然と1回当たり平均約10万件、合計約650万件という大量の個人情報を取得していた。

この点、中央ビジネスは、個人データの売買をその主たる業務とし、第三者に個人データを売却する際には、法第 27 条第 1 項の規定により第三者提供についての本人同意を得ることはせず、法第 27 条第 2 項本文の規定による個人データの提供を行う個人情報取扱事業者（以下、「オプトアウト届出事業者」という。）であり、多人数の本人全員から第三者提供についての同意を得ることが極めて困難であることは、当事者として十分に認識していたはずである。

したがって、本件においても、中央ビジネスは、Xから大量の個人データを取得しており、Xが第三者提供についての本人同意を得ることなく個人データの提供をしようとしていることは当然に想定することができ、中央ビジネスは、Xに本人同意の証拠の提出を求める等の方法によって、Xが本人同意を得ていないことを容易に知ることができた。

なお、個人データの提供についての本人の同意を得ていなくとも、Xがオプトアウト届出事業者として個人データの第三者提供を行っていた場合は、法第 27 条第 1 項違反には該当しないが<sup>5</sup>、Xがオプトアウト届出事業者ではないことは、当委員会のウェブサイトにより容易に確認することができ、中央ビジネスにおいても、Xがオプトアウト届出事業者であるとは認識していなかった。

したがって、中央ビジネスは、法第 27 条第 1 項に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、Xから個人情報を取得していたといえ、かかる取得行為は法第 20 条第 1 項の規定に違反する。

## (2) 第三者提供を受ける際の確認義務違反

法第 30 条第 1 項<sup>6</sup>において、個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による当該個人データの取得の経緯について確認を行わなければならないこととされ、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 22 条第 2 項<sup>7</sup>において、「法第 30 条第 1 項の規定による同項第

---

<sup>4</sup> 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3-3-1【個人情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】事例 5）法第 27 条第 1 項に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、個人情報を取得する場合。

<sup>5</sup> 本件個人データの提供が、法第 27 条第 1 項各号に該当しないことは明らかである。

<sup>6</sup> 平成 29 年 5 月 30 日～令和 4 年 3 月 31 日までは、平成 27 年改正法第 26 条第 1 項。令和 4 年 4 月 1 日以降は、令和 3 年改正法第 30 条第 1 項。

<sup>7</sup> 平成 29 年 5 月 30 日～令和 4 年 3 月 31 日までは、平成 28 年 10 月 5 日に公布された規則第 15 条第 2 項。令和 4 年 4 月 1 日以降は、令和 3 年個人情報保護委員会規則第 4 号により改正された規則第 22 条第 2 項。

2号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。」と規定されている。

また、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）3-1-2において、『取得の経緯』の具体的な内容は、個人データの内容、第三者提供の態様などにより異なり得るが、基本的には、取得先の別（顧客としての本人、従業員としての本人、他の個人情報取扱事業者、家族・友人等の私人、いわゆる公開情報等）、取得行為の態様（本人から直接取得したか、有償で取得したか、いわゆる公開情報から取得したか、紹介により取得したか、私人として取得したものか等）などを確認しなければならない。」と規定されている。

本件において、中央ビジネスは、Xから個人データを取得するに際し、初回購入時に、口頭で「盗品ではない」という旨を確認したにとどまり、それ以上にXが個人データを取得した経緯（取得先の別、取得行為の態様等）を確認していなかったのであるから、「当該第三者による当該個人データの取得の経緯」を確認したとはいえ、法第30条第1項第2号の規定に違反する。

**(3) 報告等の求め（法第146条第1項）に対する虚偽報告（法第182条第1号、法第184条第1項第2号）**

ア 当委員会は、令和5年2月から同年3月にかけて、「オプトアウト届出事業者に対する実態調査」を実施し、同調査に未回答、回答不十分であった等の理由から別途調査が必要であると判断した24事業者に対し、同年7月、法第146条第1項の規定により報告等の求めを実施した。

イ 中央ビジネスは、前記報告等の求めを実施した事業者の一つである（当委員会は、令和5年7月27日、中央ビジネスに対し、法第146条第1項の規定により報告等の求めを実施した）。

ウ これについて、中央ビジネスは、令和5年8月3日、当委員会に対し、「令和4年4月1日～令和5年6月30日の期間、第三者から個人データの提供を受けた件数について、回答欄に記載すること。※提供を受けたデータの数や提供を受けたデータに含まれる個人情報の数ではなく、提供行為を受けた件数を記載すること。なお、上記期間に個人データの提供を受けた実績が無い場合は、回答欄に0と記載すること。」という設問に対する回答欄に、「0」と記載して報告した。

エ 中央ビジネスは、明確に判明しているものとして、少なくとも令和5年1月17日には、Xから個人データを取得していたのであるから、前記ウの回答は、明らかに虚偽の報告である。したがって、同報告を行った中央ビジネスの取締役の行為は法第182条第1号に該当し、また、中央ビジネスは両罰規定である法第184条第1項第2号に該当する。

## 2 ネクストステージ

### (1) 不適正取得（平成 27 年改正法第 17 条第 1 項違反）

ア 前記 1(1)アのとおり、第三者が個人データの提供について本人の同意を得ておらず、当該第三者による個人データの提供が平成 27 年改正法第 23 条第 1 項の規定に違反することを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、当該第三者から当該提供を受けて個人情報を取得することは、平成 27 年改正法第 17 条第 1 項違反となる。

イ 本件において、ネクストステージは、Xから個人データを取得するにあたり、Xの職業や個人データの取得の経緯、第三者提供についての本人同意の有無等を一切確認しておらず、「Xがネクストステージに提供する個人情報は、不正に取得したものではないこと、また、個人情報保護法に従い適正に入手したものである。」旨の定型文を、Xにメールで送信させるのみで、漫然と1回当たり少なくとも数万件という大量の個人データを取得していた。

また、ネクストステージは、中央ビジネスと同様に、個人データの売買をその主たる業務としているところ、第三者に個人データを売却する際には、平成 27 年改正法第 23 条第 1 項の規定により第三者提供についての本人同意を得ることはせず、オプトアウト規定により個人データの提供を行うオプトアウト届出事業者であり、多人数の本人全員から第三者提供についての同意を得ることが極めて困難であることは、当事者として十分に認識していたはずである。

したがって、本件においても、ネクストステージは、Xから大量の個人データを取得するに当たり、Xが第三者提供についての本人同意を得ることなく個人データの提供をしようとしていることは当然に想定できるものであり、中央ビジネスは、Xに本人同意の証跡の提出を求める等の方法によって、Xが本人同意を得ていないことを容易に知ることができたといえる。

なお、個人データの提供についての本人の同意を得ていなくとも、Xがオプトアウト届出事業者として個人データの第三者提供を行っていた場合は、平成 27 年改正法第 23 条第 1 項違反には該当しないが、Xがオプトアウト届出事業者事業者ではないことは、当委員会のウェブサイトにより容易に確認することができ、ネクストステージにおいても、Xがオプトアウト届出事業者であるとは認識していなかった。

したがって、ネクストステージは、平成 27 年改正法第 23 条第 1 項に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、Xから個人情報を取得していたといえ、かかる取得行為は平成 27 年改正法第 17 条第 1 項の規定に違反する。

### (2) 第三者提供の制限（法第 27 条第 1 項）違反

法第 27 条第 1 項は、個人情報取扱事業者は、同項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないと規定す

るところ、その例外として、同条第2項本文では、オプトアウト届出事業者による、本人の同意を得ない個人データの第三者提供について規定している。

しかしながら、同項ただし書では、「第三者に提供される個人データが・・・法第20条第1項の規定に違反して取得されたもの・・・である場合は、この限りでない。」と規定され、オプトアウト届出事業者による第三者提供であっても、法第20条第1項の規定に違反して取得された個人データについては、本人同意を得ずに第三者提供することはできない。

本件において、ネクストステージは、オプトアウト届出事業者であるところ、前記(1)のとおり、法第27条第2項ただし書の規定が施行された令和4年4月1日以降、法第20条第1項の規定に違反してXから取得した個人データを、本人の同意なく第三者に提供している。したがって、当該提供行為は、法第27条第2項本文に該当しない第三者提供であるから、このように本人の同意のない提供行為は、法第27条第1項の規定に違反する。

**(3) 第三者提供を受ける際の確認義務（平成27年改正法第26条第1項第2号）違反**

ア 前記1(2)のとおり、個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、当該第三者による当該個人データの取得の経緯を確認しなければならない（平成27年改正法第26条第1項第2号）。

イ 本件において、ネクストステージは、Xから個人データを購入するに際し、Xに「提供する個人情報は、不正に取得したものではない。」「個人情報保護法に従い適正に入手したものである。」旨の定型文をメールで送信させるにとどまり、当該個人データの取得の経緯を具体的に確認することはしていなかったのであるから、平成27年改正法第26条第1項第2号の規定に違反する。

以 上